

松陰高等学校 スクールポリシー (School Policy)

松陰高等学校では、学校教育法施行規則第 103 条の 2 に基づき、本校の教育理念および教育活動の基本的な方針を示す「スクールポリシー」を策定しています。

本ポリシーは、通信制課程における教育の透明性を確保し、生徒一人ひとりの自己実現を支援するための基本的な指針です。

「アドミッション・ポリシー」「カリキュラム・ポリシー」「ディプロマ・ポリシー」に加え、学校運営および地域連携に関する方針を含めた 5 つの項目で構成されています。

1. アドミッション・ポリシー (入学者受入方針)

1. 本校は、日本全国及び海外に在住し、通信制課程による学習を希望する生徒を広く受け入れる。
2. 自らの個性や可能性を伸ばす意欲を持ち、多様な学びのスタイルに主体的に取り組む生徒を歓迎する。
3. 不登校経験や発達段階に応じた学習上の課題を持つ生徒であっても、互いに尊重し合いながら学ぶ姿勢を重視する。

2. カリキュラム・ポリシー (教育課程編成・実施方針)

1. 学習指導要領に則り、通信制課程・単位制の柔軟性を活かし、生徒一人ひとりに応じた学習計画を編成する。
2. ICT・DX の活用（タブレット端末、オンラインシステム等）を推進し、レポート・スクーリング・試験を通じた基礎学力の定着を図る。
3. 地域社会・民間企業・自治体と連携し、キャリア教育・金融教育・探究学習等を実施し、社会に開かれた教育課程を展開する。
4. 部活動・特別活動を通じて「生きる力」を育み、国内外で活躍できる人材を育成する。
5. 外国籍生徒や多文化的背景を持つ生徒に対しても、言語支援・生活支援を含む学習支援体制を整備する。

3. ディプロマ・ポリシー (育成を目指す資質・能力および卒業認定方針)

1. 高等学校学習指導要領に定める必修科目を修得し、74 単位以上を修得した生徒に卒業を認定する。

2. 知識・技能の習得に加え、課題解決能力・自己表現力・協働性を身につけ、進学・就職等の進路に対応できる力を有することを卒業の要件とする。
 3. 学習成果のみならず、特別活動や地域貢献活動を通じて社会性・倫理性を身につけたことを卒業認定の基準とする。
-

4. スクールガバナンスと学校評価

1. 私立学校法・学校教育法その他関係法令を遵守し、理事会・評議員会・監査体制の下で透明性の高い学校運営を行う。
 2. 学習センターに対しては、校長による定期監査・ガイドライン整備を実施し、教育の質保証を徹底する。
 3. 学校評価規則に基づき、自己評価及び関係者による評価を行い、その結果を公表し、継続的改善を図る。
 4. 個人情報・ICT 活用に関するリスク管理、ハラスメント防止、コンプライアンス遵守を徹底する。
-

5. 地域・社会との連携

1. 岩国市をはじめとした自治体・地域社会と連携し、ふるさと納税等を通じた教育振興事業に参画する。
 2. 全国の学習センターを拠点として、地域の特色を活かした教育活動を推進する。
 3. 国際交流や外国人との共生を進め、多文化社会における共生のモデル校を目指す。
-

【おわりに】

松陰高等学校は、これら5つの方針に基づき、生徒一人ひとりの可能性を伸ばす教育環境の充実と、社会に貢献できる人材育成を目指します。

本スクールポリシーは、教育活動の実践や社会情勢の変化に応じて、必要に応じて見直しを行います。

松陰高等学校